

## 令和5年度 七ヶ浜町一般廃棄物処理実施計画

### 1 一般廃棄物処理実施計画基本方針

計画区域より排出される一般廃棄物の適正処理を推進するため、ごみ及び粗大ごみについては、その発生を抑制するとともに再利用等を促進することによって減量化を推進する。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、衛生的に処理することにより町民の健康で快適な生活環境を保全する。

### 2 一般廃棄物処理実施計画の期間

計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 3 計画区域

計画区域は町全域とする。

### 4 用語の意義

この計画における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）並びに七ヶ浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年七ヶ浜町条例第17号。以下「条例」という。）の例による。

### 5 一般廃棄物の処理主体

町は、一般廃棄物を次に定めるとおり収集運搬し、ごみ及び粗大ごみは、宮城東部衛生処理組合（以下「組合」という。）が処理し、し尿及び浄化槽汚泥は、塩釜地区環境センターが処理する。使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）については、小型家電リサイクル法認定事業者（以下「認定事業者」という。）が処理する。

（1）生活系廃棄物（一般家庭の日常生活から排出されるごみ及び粗大ごみをいう。但し、一時的に多量に排出されるごみ及び粗大ごみについては、この限りではない。）は町が収集運搬する。

（2）臨時多量ごみ（引越し等により一時的に多量に排出されるごみ及び粗大ごみ）は、排出者が自ら町が指定する廃棄物処理施設に搬入するか、町が廃掃法第7条第1項の規定により許可した一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に依頼して当該許可業者に収集運搬を行わせる。

（3）事業系一般廃棄物（事業者が事業活動に伴って排出するごみ及び粗大ごみ（事業者自ら処分するものを除く。））は、事業者の責任において、自ら町が指定する廃棄物処理施設に搬入するか、許可業者に依頼して当該許可業者に収集運搬を行わせる。

（4）犬、猫の死体は、飼い主が役場に持参したものについては町が処理施設に搬入する。また、飼い主が不明な動物についても町が収集運搬する。

（5）条例第7条に定める排出等禁止物は、排出者が許可業者等に依頼し処理させる。

（6）し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬する。

（7）排出者が小型家電回収ボックスに投入した回収対象品目は、町が組合に搬入し、組合が認定事業者に引き渡す。

### 6 ごみ処理実施計画

#### （1）細分別収集

生活系廃棄物の減量化を促進するために実施する分別収集は、次の8分別14種類によることとし、町民が排出する生活系ごみに適用する。

ア もやせるごみ（生ごみ、紙くず、皮革、木くず、残灰、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類等）

イ もやせないごみ（陶器類、せともの、小型家電リサイクル対象品目以外の小型電気製品等）

ウ 粗大ごみ（可燃性のもので長さ2m以内のもの、乾燥丸太で直径20cm以内のもの、不燃性のもので幅1m、厚さ1m、長さ1m50cm以内のもの）

#### エ 資源物

（ア）空き缶類等（アルミ製品、スチール製品）

（イ）リターナブル瓶（ビール瓶、一升瓶）

（ウ）ワンウェイ瓶、カレット（その他の瓶、ガラス類）

（エ）新聞紙

（オ）段ボール

（カ）紙製パック

（キ）雑紙類（チラシ、雑誌類、包装紙など）

オ ペットボトル（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第11項により指定表示製品として表示マークが付されたもの）

カ プラスチック製容器包装（ラップ、トレイ類、塩ビボトル、ビニール袋、プラスチック製緩衝材等）

キ 有害ごみ（蛍光灯、体温計、乾電池類）

ク 小型家電リサイクル対象製品（携帯電話、ノートパソコン、ゲーム機等）

#### （2）再資源化等の方策

##### （ア）資源物の細分別収集

生活系廃棄物として排出されるもののうち、再資源化を目的として次の品目を細分別収集し、その排出見込み量は次のとおりとする。

○当該年度容器包装廃棄物の排出品目及び排出利用見込

品 目	排 出 量 見 込	分別基準適合物等の見込量
スチール缶		20 t
アルミ缶		34 t
無色ガラス		27 t
茶色ガラス		27 t
その他ガラス		27 t
紙製パック		1 t
段ボール		86 t
その他紙製品		185 t
ペットボトル		56 t
プラスチック製容器包装		184 t
合 計	817 t	662 t

(イ) 粗大ごみ処理施設での金属類の回収

粗大ごみについては、組合の粗大ごみ処理施設で金属類の資源物を回収する。

(ウ) 再資源化の方法

分別収集によって得られた容器包装リサイクル法に規定する容器包装廃棄物及び容器包装廃棄物以外の資源物については、組合の処理施設において資源化不適合物を除いた後に、その全量を資源化する。なお、分別基準適合物として容器包装リサイクル法に規定されているガラス製容器・ペットボトル・プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に再商品化を委託する。また、容器包装廃棄物以外の資源物については再商品化事業者等に有償又は無償で引き渡し再商品化する。

(エ) 小型家電再資源化の方法

回収ボックスに投入された小型家電は、町が回収し、組合に搬入する。組合は、構成市町が搬入した小型家電を取りまとめ認定事業者の有償又は無償で引き渡し再資源化・再商品化する。排出見込量は5 tとする。

(オ) 関連施設の概要

施設名	宮城東部衛生処理組合資源化施設			
所在地	宮城郡利府町加瀬字新船岡5			
竣工年月	平成2年6月	平成10年4月	平成14年6月	平成15年12月
型式	手選別機械 選別併設	ペットボトル 減容圧縮機	プラスチック製容器包装 圧縮機	プラスチック製容器包装 減容圧縮機
処理能力	30 t / 5 h	1.5 t / 5 h	1.2 t / 5 h	10 t / 5 h

(3) 収集・運搬計画

生活系廃棄物及び事業系一般廃棄物の収集運搬計画は表1のとおりである。

(4) 中間処理計画

処理施設の概要及び主体、処理能力は表2のとおりである。なお、残渣の処分については組合において適正に処理する。

(5) 最終処分計画

最終処分場の概要及び処理能力等については表2のとおりである。

(6) 一般廃棄物の発生抑制・再資源化計画

町民及び事業者への発生抑制・再資源化に関する施策等の計画は表3のとおりである。

(7) 町指定処理施設以外で処理する一般廃棄物の収集運搬処理計画

町指定処理施設以外で処理する一般廃棄物の収集運搬処理計画は表4のとおりである。

7 し尿・浄化槽汚泥の処理実施計画

(1) 収集運搬計画

収集運搬計画については表1のとおりである。

(2) 中間処理計画及び処理施設の概要

中間処理計画及び処理施設の概要については表2のとおりである。

(3) 最終処分計画

し尿、浄化槽汚泥はそれぞれ表2の処理施設において衛生的に処理し、その処理水を仙塩流域下水道に放流する。なお、処理に伴って発生する脱水汚泥は、塩釜地区環境センターにおいて適正に処理する。

8 一般廃棄物収集・運搬業許可

町が行う町内の一般廃棄物収集・運搬業許可については、当該年度の計画量に対し、現行の許可者で十分な処理能力を有し、当該年度は原則として新規許可を行わないものとする。ただし、今後のごみ排出量の変動やごみの減量及び再資源化の促進の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

9 その他この計画の実施についての細目は、別に町長が定める。

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。

(表1)

① 生活系廃棄物及びし尿・浄化槽汚泥の排出量見込及び収集運搬計画

廃棄物の種類		区域	収集回数	排出見込量	収集及び搬入方法	形態	処理方法
一般家庭の日常生活に伴って排出されたごみ及び粗大ごみ	資源物(紙・ビン・缶類)	全域	月2回	550t	◆ステーション方式 ○資源物の空き缶・空きビン類は専用ボックス、古紙類は種類ごとに分け十文字に縛って出すこと。 ○ペットボトルは水で濯いで、キャップとラベルを外して、潰してから専用ネットに出すこと。 ○もやせるごみ・もやせないごみは町指定ごみ袋に入れて出すこと。 ○プラスチック製容器包装は、汚れを落とし、町指定ごみ袋に入れて出すこと。 ○出されたごみは、別に定めた地域ごとに収集日を定めて収集する。	委託	選別後資源化し、再利用
	ペットボトル		月2回	60t			選別、圧縮・梱包し、委託により資源化
	もやせるごみ		週2回	3,710t			焼却後埋立
	もやせないごみ/有害ごみ		月1回	100t			破碎・選別処理後、磁性物を回収。乾電池・蛍光灯類は委託により資源化
	プラスチック製容器包装		週1回	185t			選別、圧縮・梱包し、委託により資源化
	粗大ごみ		月1回	330t			破碎・選別処理、磁性物を回収後、焼却及び埋立
	使用済小型電子機器等		随時		2t	◆ボックス回収及びピックアップ方式 ○町が設置した回収ボックスに自ら搬入する。	自己
災害時及び直接搬入ごみ		600t		○町指定処理施設に搬入許可を得て自ら搬入または、許可業者に依頼し処理する。	自己又は許可業者		
一般家庭排出ごみ計				5,537t			
し尿				300t	○町の許可業者が申込のあった都度行う。	許可	し尿処理施設へ投入
浄化槽汚泥				150t			汚泥処理施設に投入
収集地区		収集曜日					
		資源物	ペットボトル	もやせないごみ・有害ごみ	もやせるごみ	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
湊浜・松ヶ浜・菖蒲田浜・笹山汐見台1～5丁目		毎月第2・4水	毎月第3・5水	毎月第1水	毎週月(ハッピーマンデーの4日間を含む)・木	毎週土	毎月第1月 偶数月第1月 (汐見台1～5丁目)
花洲浜・吉田浜・代ヶ崎浜 汐見台6丁目・汐見台南		毎月第2・4木	毎月第3・5木	毎月第1木	毎週火・金	毎週月	毎月第2月 偶数月第1月 (汐見台6丁目・南)
東宮浜・要害・境山・遠山・亦楽御林		毎月第2・4金	毎月第1・3・5金	毎月第1金	毎週水・土	毎週火	毎月第3月

※ 上記以外に臨時収集日あり。

②事業系一般廃棄物の排出量見込及び収集運搬計画

廃棄物の種類	区域	収集回数	排出見込量	収集及び搬入方法	形態	処分方法
可燃性ごみ	全域	随時	675t	○町の許可業者が申込みのあった都度行う。 ○許可業者の指定する排出容器・方法により排出する。	自己又は許可業者	1. 資源化を図り、再利用 2. 焼却後埋立 3. 前処理及び有価物回収の後焼却及び埋立
不燃性ごみ			15t			

③一般廃棄物処理業許可者一覧表

氏名又は法人名	住所	事業の範囲	事業の業種	区域	許可の有効期限
---------	----	-------	-------	----	---------

(有)伊丹清掃	七ヶ浜町菖蒲田浜字浜伊場 18-1	可燃物・不燃物・粗大ごみ 再資源廃棄物・事業ごみ	収集運搬	全 域	令和 6 年 3 月 31 日
(有)七ヶ浜衛生工業	七ヶ浜町東宮浜字浜辺 17-3	可燃物・不燃物・粗大ごみ・し尿 再資源廃棄物・事業ごみ	収集運搬	全 域	令和 6 年 3 月 31 日

(表2)

一般廃棄物の処理に伴う中間処理施設・最終処分場並びにし尿・浄化槽汚泥処理施設の概要及び処理能力

名 称	所 在 地	敷 地 面 積 等	建 築 面 積 及 び 延 床 面 積 等	処 理 能 力 及 び 容 量
宮城東部衛生処理組合 ごみ焼却処理施設	利府町加瀬字新船岡 5	7,784㎡ (全体敷地面積)	1,557.156㎡	180t×24h(90t/24h×2炉) ストーカー式全連焼却炉
宮城東部衛生処理組合 粗大ごみ処理施設			447.880㎡ 501.616㎡	
ニッコー・ファインメック 株 式 会 社	岩手県一関市千厩町奥玉 字天ヶ森 75-6	16,740㎡ (全体面積)	2,762.24㎡ 11,567.84㎡	廃棄物焼却炉 600kg/日、電気分解 2,350L/日 中和 24,000L/日、破砕 I 1,440kg/日 破砕 II 4.8t/日
宮城東部衛生処理組合森 郷埋立最終処分場	利府町森郷字内ノ目 北 地 内	74,400㎡ (全体面積)	16,000㎡ (埋立地面積)	197,600m <sup>3</sup> (埋立容量) セル+サンドイッチ工法
塩釜地区環境センター	塩竈市伊保石 2 番地の 98	10,270㎡	1,651㎡ 3,324,661㎡	95kl/日(し尿:77kl/日・浄化槽汚泥:18kl/日) 高負荷脱窒素処理方式

(表3)

一般廃棄物の発生抑制・再資源化計画

	役 割 及 び 責 務	施 策 及 び 協 力 内 容
町 ( 行 政 )	○条例第 5 条に規定する町の責務 1. 再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進 2. 町民及び事業者の一般廃棄物の減量に関する自主的活動の促進 3. 町民及び事業者に対し、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する意識の啓発	・ 町民、事業者に対する啓蒙 ・ 分別収集の推進 ・ 資源集団回収団体への補助制度 ・ 生ごみ処理容器等購入費補助制度 ・ 環境教育講座開催及び冊子の配布 ・ 過剰包装拒否の促進 ・ その他町民・事業者の廃棄物減量・分別・適正処理等及び 3R 推進に関する冊子配布
町 民	○条例第 3 条に規定する町民の責務 1. 廃棄物の発生抑制 2. 再生品の使用、不要品の活用による廃棄物の再生利用 3. 町の廃棄物の減量、適正な処理及び再生利用に関する施策への積極的な協力	・ 生ごみ処理容器等の利用 ・ 過剰包装の拒否 ・ 再生品の使用 ・ 分別収集への協力 ・ 自主的な廃棄物の減量、適正処理への活動
事 業 者	○条例第 4 条に規定する事業者の責務 1. 事業活動に伴って生じた廃棄物の自己負担による適正処理 2. 物の製造、加工、販売等に際し、その製品、容器等が廃棄物となったとき適正処理しにくいものにならない 3. 廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、廃棄物の減量 4. 町の廃棄物の減量、適正な処理及び再生利用に関する施策への積極的な協力	・ 廃棄物となりにくい製品の研究、開発 ・ 従業員等への廃棄物抑制、適正処理に関する指導 ・ 過剰包装の自粛 ・ 自己負担による廃棄物の適正処理 ・ 自主的な廃棄物の減量、適正処理への活動

(表4)

町指定一般廃棄物処理施設以外の処理施設等で処理等される一般廃棄物の処理計画

廃 棄 物 の 種 類	排 出 者	形 態	排 出 量	備 考
(条例第 7 条に規定する排出等禁止物) テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機・バッテリー・ガスボンベ・タイヤ類・スプリング入りマットレス類・ドラム缶・塗料缶・消火器・ガソリン・バイク・引越ゴミ・農業、漁業用資材器具類・廃材など	町 民 又 は 事 業 者	許 可	50t	許可業者が収集し、処理業者又は製造業者によって再利用等を図りながら適正に処理する。